

塗装プラント設置にともなう法定諸届一覧

何を	いつ	どこへ届けるか	関係法令	対象施設装置
(労働安全衛生法)				
1	有機溶剤設備等新設・移転・変更届(様式5号) 有機溶剤設備等局所排気装置摘要書(様式6号)※ 有機溶剤設備等プッシュプル型換気装置摘要書(様式7号)※		安衛法第88条-1 有機則第37条 安衛則第85条-1	スプレーブース、塗料供給装置 ※局所排気又はプッシュプルを設置するときは様式5号に添えて提出します。
	工事開始の30日前まで	労働基準監督署		
2	特定化学設備及び局所排気装置等設置届		安衛法第88条-1 安衛令第24条 特化則第52条	スプレーブース(特殊第2類物質のガス蒸気を発散する屋内作業場)と廃液処理装置
	工事開始の30日前まで	労働基準監督署		
3	乾燥設備の設置届(様式20号)		安衛法第88条-1 安衛令第6条-8、第24条 安衛則第86条-1	内容積：1m ³ 以上 気体燃料：1m ³ /時以上 固体燃料：10kg/時以上 液体燃料：10ℓ/時以上 電力：定格10kW以上
	工事開始の30日前まで	労働基準監督署		
4	建設物・機械等設置届		安衛法第88条-1 安衛令第24条-1 安衛則第85条、第86条	電気使用設備の定格容量の合計が3000kW以上
	工事開始の30日前まで	労働基準監督署		
(消 防 法)				
5	危険物製造所・貯蔵所・取扱所の設置と変更の許可申請		消防第11条-1 危政令第6、7条 危規則第4、5条	スプレーブース、塗料供給装置、塗料倉庫
	工事開始の20日前まで	消防本部又は消防署		
6	危険物製造所・貯蔵所・取扱所の数量変更届		消防第11条-4 危政令第24条-1 危規則第7条-3	スプレーブース、塗料供給装置、塗料倉庫
	変更しようとする日の10日前まで	消防本部又は消防署		
7	少量危険物・指定可燃物の貯蔵取扱い届		消防第9条-3 危政令第1条-11(別表3) 条例第58条	指定数量の1/5以上未満まで (第二石油類の非水性塗料1000ℓ 水性塗料2000ℓ)
	取扱い場所を設ける7日前まで	消防本部又は消防署		
8	火を使用する設備等の設置		条例第57条 条規則第13条	熱風炉 炉：据付面積1m ² 以上 温風暖房：6万kcal/時以上 ボイラ：6万kcal/時以上 乾燥設備・ 特高压変電設備： 出力50kW以上
	使用開始前まで	消防本部又は消防署		
9	消防用設備等設置届		消防第17条-1、3 消令第10条-2、4 消則第31条-3、4	150m ² 以上の事業所(工場) 指定数量の1/5以上の危険物
	工事完了から4日以内	消防本部又は消防署		
(公害防止法)				
10	ばい煙発生施設の設置届		大気法第6条 大気令第2条 大気則第8条	ボイラ：伝熱面積10m ² 以上 重油換算50ℓ/時以上 乾燥炉：火格子面積1m ² 以上 重油換算50ℓ/時以上
	工事開始の60日前まで	都道府県知事		
11	特定施設の設置届(水質)		水質法第5条 水質令第5条 水質則第2、3条	酸またはアルカリによる表面処理設備、電着塗装設備
	工事開始の60日前まで	都道府県知事		
12	特定施設の設置届(騒音)		騒規法第5、6条 騒規令第1条 騒規則第6条-4	7.5kW以上の圧縮機及び送風機
	工事開始の30日前まで	市町村長		
13	特定施設の設置届(振動)		振動法第6条 振動令第1条 振動則第4条	7.5kW以上の圧縮機
	工事開始の30日前まで	市町村長		

*1. 以上の諸届は、塗装プラントを新設したときの届出です。設備・装置の増設や変更を行なうとき、また届出者の名称、氏名が変わったときは、別の届出が必要になりますのでご注意ください。

*2. ブースの設置にあたっては、当社へご相談下さるか、直接所轄官庁へお問い合わせください。

備考	消 防：消防法 消 令：消防法施行令 消 則：消防法施行規則 条 例：火災予防条例 条 規 則：火災予防条例施行規則 危 政 令：危険物の規制に関する政令 危 規 則：危険物の規制に関する規則	大 気 法：大気汚染防止法 大 気 令：大気汚染防止法施行令 大 気 則：大気汚染防止法施行規則 水 質 法：水質汚濁防止法 水 質 令：水質汚濁防止法施行令 水 質 則：水質汚濁防止法施行規則	騒 規 法：騒音規制法 騒 規 令：騒音規制法施行令 騒 規 則：騒音規制法施行規則 振 動 法：振動規制法 振 動 令：振動規制法施行令 振 動 則：振動規制法施行規則
-----------	--	--	--